

## 豊能町立図書館インターネット端末利用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町立図書館及び中央公民館図書室における利用者用インターネット端末（以下「端末」という）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置目的)

第2条 図書館利用者の調査研究等に資するための情報サービスの一環として、端末を設置し、利用者の情報格差解消と情報活用能力の向上及び従来の紙媒体を中心とする資料に加え、インターネット上の情報を活用し、情報拠点としての図書館機能の高度化を図ることを目的とする。

### (利用できる情報)

第3条 利用者は、次の各号に掲げる情報の閲覧をすることができる。

- (1) インターネット上のウェブページの閲覧
- (2) オンラインデータベースの閲覧

### (利用できる者)

第4条 端末は、次条の利用申込みをし、使用を認められた者に限り利用することができる。

### (利用申込み)

第5条 端末を利用しようとする場合は、所定の申込書に必要事項を記入の上、図書利用券もしくは名前及び住所が確認できる公的機関等が発行する書類とともに申し込まなければならない。

2 小学生未満で端末を利用する場合は、前項の手続きに加え、保護者と同伴の場合に限り利用できる。

3 端末の利用にあたっては、図書館職員（以下「職員」という。）の指示に従わなければならない。

### (利用端末の指定)

第6条 利用する端末は、職員が指定する。

### (利用時間)

第7条 端末の利用時間は図書館の開館時間内とする。

2 端末の利用は、1人1回30分以内とする。

3 利用時間を経過した時点で新たな利用申込者がいない場合には、延長して利用することができる。ただし、利用は、1人1日2回（最長1時間）までとする。

4 前項において、延長して使用している間に新たな利用申込者があった場合は、職員は、最も長時間利用している者から利用を中止することができる。

5 第1項の規定に関わらず、図書館主催の行事、機器のメンテナンス、その他の管理運営上必要があるときは、端末利用の制限を行うことがある。

(禁止事項)

第8条 端末利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) ウェブページの閲覧以外の利用
- (2) 有料コンテンツの利用
- (3) メールの閲覧・送受信（ウェブメールを含む）、チャット、掲示板等への書込み、ショッピング、ゲーム等の発信行為
- (4) ワープロ等のスタンドアロン・パソコンとしての利用
- (5) ソフトウェアのダウンロード、アップロード及びインストール
- (6) システムプログラムの改変及び各種設定の変更
- (7) フロッピーディスク、CD-ROM、USB スティックメモリ等の外部記憶媒体の使用
- (8) 図書館での閲覧に相応しくない、いわゆるアダルトサイト等へのアクセス・閲覧
- (9) ウェブページの印刷ならびに撮影
- (10) 他の利用者及び第三者に著しく迷惑となる行為
- (11) 他の利用者及び第三者の、著作権又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為
- (12) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為
- (13) 端末、机、椅子等の図書館備品の破損、汚損
- (14) 第2条に規定する設置目的を逸脱する行為
- (15) その他、これらに準ずる行為

(情報の制限・管理)

第9条 図書館は、第2条の規定にかかわらず、前条の行為を防止するため、フィルタリングソフト等により、利用者が閲覧できる情報に制限を設けることができる。

(利用の制限)

第10条 図書館は、第8条に掲げる禁止行為を行った者に対し、端末の利用を禁止することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者の行為により、図書館又は第三者に損害を与えた場合は、当該利用者（未成年等の場合はその保護者等）が責任を負うものとする。

2 図書館は、利用者による端末利用から生じるすべての経済的、法的責任を負わない。

(利用料金)

第12条 端末利用は無料とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、端末の利用について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。